

会報

2003

第163号

【特集／座談会】	最高裁総務局・人事局との座談会	2
【特集／インタビュー】	担保・執行法制の改正を中心とした 民事執行制度の動きについて	35
【特別寄稿】	控訴審の裁判官からみた民事書記官事務	大島 真一 61
【実務研究／民事】	民事書記官事務改善レポート（立会編）	藤原 康正 75
【実務研究／刑事】	ビデオリンク方式による証人尋問に関する 書記官事務の検討	藤木 辰彦 91
	保護観察付き判決宣告後の婦人相談所の 活用について	今野 雄治 121
【実務研究／一般】	保管物主任官から見た書記官事務	佐藤 章 127
【国際交流】	司法補助官・書記官の法的地位と職務（その3） —ヨーロッパ司法補助官連盟（EUR）による 比較研究—（翻訳）	全国裁判所書記官協議会本部国際交流委員会 137
【情報コーナー】	司法制度改革を巡る状況について（その4） —折り返し点に立った司法制度改革—	清山 智生 197
【本部と支部との交流会だより】	平成14年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）	201



釧路地・家裁帯広支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第163号

目 次

〔巻頭言〕	橋本名古屋高裁地区支部長	1
〔特集／座談会〕		
最高裁総務局・人事局との座談会		2
〔特集／インタビュー〕		
担保・執行法制の改正を中心とした民事執行制度の動きについて		35
〔特別寄稿〕		
控訴審の裁判官からみた民事書記官事務	大 島 眞 一	61
〔実務研究／民事〕		
民事書記官事務改善レポート（立会編）	藤 原 康 正	75
〔実務研究／刑事〕		
ビデオリンク方式による証人尋問に関する書記官事務の検討	藤 木 辰 彦	91
保護観察付き判決宣告後の婦人相談所の活用について	今 野 雄 治	121
〔実務研究／一般〕		
保管物主任官から見た書記官事務	佐 藤 章	127
〔国際交流〕		
司法補助官・書記官の法的地位と職務（その3）		
—ヨーロッパ司法補助官連盟（EUR）による比較研究—（翻訳）		
……………全国裁判所書記官協議会本部国際交流委員会		137
〔情報コーナー〕		
司法制度改革を巡る状況について（その4）		
—折り返し点に立った司法制度改革—	清 山 智 生	197
〔本部と支部との交流会だより〕		
平成14年度高裁管内別支部交流会における意見（集約）		201
本部だより	219	<編集手帖カット文字>の解説…小林保佳… 242
会報等在庫案内	221	
支部役員名簿	74	<俳句>かすみ俳句会… 126
原稿募集	196	

〈巻頭言カット〉……後藤三男（元千葉地裁）
 〈編集手帖カット〉……小林保佳（元長野地裁）

4606040-163

特集/座談会

最高裁総務局

出席者

最高裁判所側			
総務局第一課長	鹿子木	康	康
同第二・第三課長	中村	村	愼
同制度調査室長	絹川	泰	毅
同参事官	松尾	孝	則
同参事官	林	隆	峰
人事局給与課長	安浪	亮	介
同参事官	坂井	明	英
書記官協会側			
会長	志村	宏	二
副会長	金井	繁	秀
同事務局長	伊藤	中	元
総務部長	田中	路	季
経理部長	鳥路	石	武
企画調査部長	佐藤	良	雄
編集部長	小池	新	吉
書記官制度研究会委員長	藤田	清	

鳥路総務部長

本日は、お忙しい中を、全国裁判所書記官協会のために、時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、総務局・人事局各課長、制度調査室長、参事官を囲む座談会を始め

させていただきます。

初めに、当協会の志村会長が、ごあいさつを申し上げます。

志村会長

総務局及び人事局の課長、室長、参事官の皆様には、本日は、公務御多忙の中を全国書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素から書記官制度の充実、書記官事務の在り方、処遇の改善等々について多大な御尽力いただいておりますことに対し、この機会に厚く感謝申し上げる次第です。

全国書協は、昭和36年8月に、書記官制度の改善及び会員の品位、識見の高揚、会



志村会長

員相互の親睦を図る目的の下に創立されました。書協会報をひも解きますと、この座談会は昭和40年から毎年1回のペースで行われており、その時代時代に抱え

ている課題とか関心事について有益なお話を伺わせていただいております。このよう

とき 平成15年5月30日(金)

ところ グランドアーク半蔵門

人事局との座談会

テ ー マ

- 1 司法制度改革及び書記官事務について
 - (1) 司法制度改革を巡る状況について
 - (2) 司法制度改革と書記官事務との関係について
- 2 国家公務員制度改革及び書記官制度について
- 3 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について
 - (1) 「指針」の定着状況について
 - (2) 各種事件の増加と対応策等について
 - (3) 担保・執行法制の見直しに関する最近の動向について
 - (4) 倒産法制の見直しに関する最近の動向について
 - (5) 民事訴訟法の改正に関する最近の動向について
 - (6) 刑事裁判の充実・迅速化を巡る最近の動向等について
 - (7) 裁判員制度の導入について
 - (8) 家裁への人訴移管・簡裁の専物管轄の拡大について
 - (9) 家事及び少年事件の各書記官事務の状況について
- 10 書記官の着実な職務執行について
- 4 書記官の給与上の諸問題について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数の改定状況について
- 5 書記官の任用上の諸問題について
 - (1) 書記官の任用政策について
 - (2) 再任用の実施状況等について
 - (3) 産前・産後、育児休暇制度における代替要員の確保について
- 6 書記官の研修等に関する諸問題について
 - (1) 平成15年度の書記官研修の予定とその内容について
 - (2) 新設される裁判所職員総合研修所(仮称)の進捗状況と今後の研修計画について
- 7 裁判所の情報化について
 - (1) 裁判事務処理システムの導入状況及び今後の予定について
 - (2) インターネットを利用した裁判所の各種手続のオンライン化の検討状況について
 - (3) 情報化事務担当者の態勢の充実に
ついて

に、全国書協と当局との間において、長年にわたる信頼関係が形成されて、今日まで

座談会を続けてこられましたことを大変ありがたいと思っております。

全国書協としては、この座談会を設けるに当たり、本年2月に全国8高裁管内別の支部交流会を開催しまして、取り上げてほしいテーマの希望を募ってまとめておりますが、この座談会に対する全国会員の関心は大変高く、注目されている行事の一つと言えます。

今、正に司法制度改革を始め各種の制度改革等が動いており、書記官を取り巻く環境も大きく変わる可能性が予測されますことから、お伺いしたいテーマも盛り沢山で大変恐縮に存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

鳥路総務部長

それでは、これからの進行は、当協議会の佐藤企画調査部長が担当しますので、よろしく願いいたします。

佐藤企画調査部長

企画調査部長の佐藤でございます。よろしく申し上げます。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

1 司法制度改革及び書記官事務について

(1) 司法制度改革改革を巡る状況について

佐藤企画調査部長

司法制度改革推進本部及び最高裁の作業の進捗状況についてお聞かせください。

鹿子木第一課長

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に基づく政府における司法制度改革の検討は、司法制度改革推進本部を中心に進められているところですが、推進本部の設置期限（平成16年11月30日）と

の関係では、ちょうど折り返し点に立ったと言えます。

これまでの動きを振り返ってみますと、昨年秋の臨時国会において法曹養成制度改革に関連する法律が成立し、司法制度改革の三本柱の一つである「人的基盤の拡充」について、法科大学院を中核的な教育機関とする新たな法曹養成制度が整備されることとなりました。今通常国会では、法科大学院に裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を教員として派遣するための法律（いわゆる教員派遣法）が成立し、法曹養成制度の整備に向けた具体的な取組が本格化しています。このほか、裁判の迅速化に関する法律案（迅速化法）、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（一括法）、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、人事訴訟法案などの司法制度改革に関連する多数の法案が今通常国会に提出され、現在、審議中です。

迅速化法は、民事・刑事の第一審の訴訟手続について2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることなどを目標とするものですが、単に裁判を迅速化することを目的とするものではなく、審理を充実させ、真に適正迅速な裁判を実現することを目的としたものであることに留意しなければなりません。迅速化法が狙いとする対象事件は、事件全般ではなく、マスコミに報道されるたびに国民に裁判は遅いとの印象を与えているような大規模事件、専門的訴訟であります。また、最高裁による迅速化に関する検証は、今後、どのような観点からどのような情報を集めるかといった点が問題になってくることからしますと、的確な分析を行うため統計・報告事務につい

でも検討する必要があるものと思われま

す。一括法の中には、弁護士が非常勤の形で調停手続において裁判官と同様の役割を担う調停官制度の導入を図るものが含まれています。調停官は、1週間に1日だけ裁判所で執務することが予定されており、調停官との協働態勢を築いていくための工夫が必要となります。また、一括法の中には、簡裁の事物管轄を90万円から140万円に引き上げる改正、少額訴訟の訴額の上限を30万円から60万円に引き上げる改正も含まれています。今後は、事物管轄の引き上げに伴う地裁との適正な事件の振り分けへの配慮が必要となります。さらに、司法書士が訴訟代理人として関与することになり、その対応についても検討していく必要があります。



鹿子木第一課長

推進本部では、推進計画に基づき、平成16年通常国会への法案提出に向けて裁判員制度の導入を始めとする刑事司法制度の改革、民事司法制度の改革として、知的財産権関係事件・労働関係事件への総合的な対応強化、司法の行政に対するチェック機能の強化などの課題について、その制度化に向け、急ピッチで検討を進めています。とりわけ裁判員制度は、今後の刑事裁判の在り方を決定する最も重要な課題であり、裁判員に実質的に審理に参加してもらうための審理の見直しや国民の負担をできる限り軽減するための充実した争点整理や集中的審理の実現など、裁判所が長年望ん

できた抜本的な改革が検討されています。また、公的弁護に関する業務に加え、民事法律扶助関連の業務や弁護士過疎地域におけるリーガルサービス提供の業務などを取り込んだ民刑一体型の制度の創設（「司法ネット」構想）に関する検討も進められています。いずれの課題も新たな制度の創設につながるものであり、裁判所の事務へ与える影響も大きいものがあることからすると、今後の検討会の議論に注目する必要があります。

裁判所においては、昨年（平成14年）3月20日に策定した司法制度改革推進計画要綱に基づき検討を進めています。その進捗状況については、4月14日に開催された第10回顧問会議において説明を行ったところですが、詳細は、職員の皆さんに情報提供するとともに、最高裁ホームページ（司法制度改革コーナー及びお知らせコーナー）にも掲載をしていますので、参照してください。昨年末の取組として、例えば、法曹養成制度の改革に関しては、新しい司法修習の基本方針の策定等を調査審議する委員会を設置する「司法修習委員会規則」（5月1日施行）を、裁判官制度の改革については、裁判官の任命手続の見直しに関して、その指名過程の透明性を高め、国民の意見を反映させるための委員会を設置する「下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則」（5月1日施行）、裁判所運営への国民参加に関して裁判所以外の方々から多角的な視点から率直かつ建設的な意見を提示していただくことを主眼とする「地方裁判所委員会規則」、「家庭裁判所委員会規則」（8月1日施行）などが制定され、実施に向けた準備が進められています。そのほか、今

できた抜本的な改革が検討されています。また、公的弁護に関する業務に加え、民事法律扶助関連の業務や弁護士過疎地域におけるリーガルサービス提供の業務などを取り込んだ民刑一体型の制度の創設（「司法ネット」構想）に関する検討も進められています。いずれの課題も新たな制度の創設につながるものであり、裁判所の事務へ与える影響も大きいものがあることからすると、今後の検討会の議論に注目する必要があります。

通常国会に提出された法案に関係する最高裁判所規則の整備も予定されています。

事務総局各局課においては、引き続き、推進本部等と適切な連携を図りながら、司法制度改革の計画的な推進を図りたいと考えています。書記官始め職員には、今後も推進本部の検討状況等、必要な情報は随時、提供していきたいと考えています。

(2) 司法制度改革と書記官事務との関係について

佐藤企画調査部長

司法制度改革が書記官事務に及ぼす影響及び書記官事務の在り方等についてお聞かせください。

鹿子木第一課長

今回の司法制度改革は、21世紀の我が国社会において司法に期待される役割を裁判の充実・迅速化、専門性への対応、利用しやすさなどとした上、より一層国民の期待に応える司法制度を構築するため、各種基盤整備を進めることを目的としているものであり、書記官事務の有様も、このような観点から考えていくべき問題であると思われます。司法制度改革の現状については先に述べましたが、現在国会において法案審議が行われている制度改革を中心に書記官事務への影響について説明します。

まず、迅速化法についてですが、民事・刑事の第一審訴訟手続を2年以内に終結するという目標が設定されることとなりますが、充実した審理を維持しつつ、迅速化を図っていくという観点から書記官の役割がますます重要になると考えられます。

民事の関係については、今通常国会に民事訴訟法、人事訴訟法の改正案などが提出され、平成16年4月からは、実行段階に入

ると思われまふ。民事訴訟法の改正は計画審理の推進等を内容とするものですが、書記官は、裁判官との協働態勢の下で、期日間準備等の審理充実事務による期日の充実を通じた計画的な審理の進行への積極的関与を実質的なものとする必要があるとともに、今後は、当事者との協議の上定められた審理計画の進捗状況の具体的な管理方法及び期日における結果等を、当事者に対して分かりやすく説明することも考慮した事務について検討していくことが考えられるでしょう。

家裁については、人訴が移管されますが、これまで地裁において実践されてきた審理充実事務、進行管理事務を、家裁における人訴の審理の中で実践していくことになり、家裁調査官との連携などを含め、進行管理について書記官の果たすべき役割は大きくなると言えます。また、書記官と家裁調査官それぞれの職種の特長を活かすことができるよう、職務分担の見直しについても検討していく必要があります。例えば、成年後見関係事件、財産管理人選任等事件、遺産分割事件、財産分与事件といった事件は、書記官が中心となる処理態勢を組み合わせると考えられます。

簡裁については、簡裁の事物管轄の拡大、少額訴訟の訴額の上限の引上げという改正が行われます。当事者にとって身近で利用しやすい裁判所という簡裁の果たすべき機能を損ねることなく、簡裁における審理の充実を図っていく必要があります。現在も事件の受付案内や少額訴訟における書記官の果たす役割は重要ですが、少額訴訟のように、書記官がこれまでの経験や実績を踏まえて効率的な事前準備事務を行うことで、

利用者から簡易で迅速な手続として高い評価を受けているところです。また、司法書士に簡裁の訴訟代理権が付与されることに伴い、円滑な意思疎通を図りスムーズな審理が行われるよう、今後は、効果的な事前準備を十分に行い、その結果を裁判官と共有し、より円滑で柔軟な訴訟手続が取られるような書記官事務というものが考えられるのではないのでしょうか。また、先に述べましたように、身近で利用しやすいというのが簡裁の最大の長です。したがって、簡裁と地裁との役割の違いに留意して、不動産訴訟を始めとする複雑困難な事件は地方裁判所に訴えを提起してもらうようにしたり、裁量移送などにより適切な事件の振り分けが必要となります。司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案に対する衆議院法務委員会の付帯決議においても、この点に言及されています。

刑事の関係では、現在、裁判員制度の具体的な制度設計の検討が行われていますが、具体的な制度の内容が書記官事務に与える影響に応じ、書記官事務の在り方についても検討していきたいと考えています。

司法制度改革においては、ほかに知的財産権関係事件、労働関係事件への総合的な対応強化についても検討されていますが、これらについても上記と同様の視点から検討が必要となると考えています。

2 国家公務員制度改革及び書記官制度について

佐藤企画調査部長

国家公務員制度改革を巡る状況等についてお聞かせください。

安浪給与課長



安浪給与課長

公務員制度改革関係に関し、最高裁判所において行っている検討の内容等については、これまで随時職員にもお知らせしてきたところです。

最高裁判所としては、今後も引き続き、政府の制度改革のスケジュール等の諸情勢をにらみつつ、より高まる国民の司法に対する期待に対応するために、裁判所の使命である適正、迅速な裁判を目指すことができる制度設計を行っていきたく考えています。

なお、具体的な制度設計に当たっては、裁判所の組織の特殊性や裁判所職員の職務の特性を十分踏まえる必要があることは言うまでもなく、中でも、書記官や家裁調査官等といった裁判所独自の専門職種については、その職務の特性等に留意する必要があると考えていますので、その際には、率直な御意見をいただきたいと考えています。

3 書記官事務に関する最近の動向及び書記官事務の在り方について

(1) 「指針」の定着状況について
佐藤企画調査部長

既に発出済みの各指針について、その浸透定着状況等についてお聞かせください。

中村第二・第三課長

〔民事立会部における書記官事務の指針〕
〔モデル部の総括〕及び〔民事立会部における主任書記官の役割〕について

平成9年4月のモデル実験部開始から進められてきた民事モデル部における取組は、

平成14年3月末をもって終了し、1年間が経過しました。民事モデル部における実践状況を踏まえて、平成12年5月に発出した「民事立会部における書記官事務の指針」(以下「指針」という。)は既に約3年が経過し、また、指針後のモデル部等における実践状況も踏まえ、その後の取組の在り方等を示すものとして、平成14年6月に「モデル部の総括」(以下「総括」という。)を発出しました。指針及び総括に掲げられた事務は、民事立会部の書記官の標準的な事務として、その浸透、定着が継続的に図られてきています。さらに、平成14年12月には、総括の一環として「民事立会部における主任書記官の役割」(以下「主任書記官の役割」という。)を発出し、民事立会部における書記官の役割の多様化や書記官の構成の変化を踏まえ、書記官を指導監督すべき立場にある主任書記官の役割を明確にしたところです。今後も、書記官は、公証官としての役割を基本としつつ、指針及び総括並びに主任書記官の役割に示されている事務の有効性、実践可能性にも配慮しながら、民事訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営を支える審理充実事務に関する取組を進めていただきたいと思います。

計画審理の導入策を内容とする民事訴訟法改正や裁判の迅速化に関する法律等、司法制度改革に関連する法改正等が着実に進められているところ、審理の迅速化と充実、国民に利用しやすく分かりやすい透明な手続を実現するためには、書記官が堅実な事務処理の基盤に立って、裁判官との協働態勢の下、民事訴訟法が目指している争点中心型の訴訟運営に真に役立つ事務を行うことにより、裁判体の事案解明行為に積極的

に関わり、貢献していくことが肝要です。具体的には、指針や総括に示されているように、公証官としての役割を基本としつつ、争点整理手続を中心とする審理過程に積極的、主体的に関与し、当事者が提出した攻撃防御方法及び相手方の反論やその後の証拠調べによって証明すべき事実はもちろん、各期日における争点整理における到達点や次回期日に向けた課された具体的な課題、更に当事者との間で合意した審理計画やその他計画的な進行を図る上で有益な事項を争点整理手続調書に記載することによって、争点整理手続の経過を的確に記録化することが求められています。



中村第二・第三課長

これまでの取組状況を見ると、裁判官との協働態勢の下、書記官が期日間準備等を通じて得た争点整理に関する事実、情報を収集整理することにより、争点整理手続の充実に寄与し、計画的な審理に適切に結び付けているなど、指針及び総括に掲げられた事務を効率的に処理している例が見られます。しかし、一方で、指針及び総括についての正確な理解に基づかない取組もまだ見られ、争点整理期日に立ち会ってはいるものの、形式的に立ち会っているにとどまり、その期日における内容が的確に記録化されていないなど、書記官の存在が訴訟手続上見えないような取組状況も見受けられます。

迅速化法の成立や計画審理の導入といった点からも分かるように審理の充実と迅速

の双方を求めるニーズは高まっており、このニーズに対応していくためには、書記官の期日間準備等によって得られ、整理された情報が争点中心型の訴訟運営を支え、また、弁論準備手続期日に立ち会った場合は、釈明事項、準備書面の提出期限、次回の準備事項等はもちろん、裁判所と当事者間又は当事者間における合意、計画的な審理に役立つ事項等を記録化することによって、円滑な期日間準備を支えつつ、公証事務を的確に行うことが有効であることを個々の書記官は認識していただきたいと思います。

以下、各庁における審理充実事務の実践状況について、昨年協議会の結果等を踏まえながら、概況をお話します。

(ア) 争点整理手続期日調書

民事訴訟法の目指す争点中心型の訴訟運営においては、争点整理手続期日において、裁判所と当事者による争点を明確化する手続が行われ、重要な間接事実や証拠を中心として忌憚のない議論が行われ、争点や人証によって証明する事実の絞り込みが行われます。公証官である書記官は、裁判所と当事者間において形成された共通認識や次回期日までに課された検討課題を争点整理手続調書に記録化することが、手続内容を公証することはもちろん、適正な手続を担保し、当事者との関係で手続の透明性を確保することにつながるばかりでなく、時機に後れた攻撃防御方法のように失権効が問題となる場面では重要な機能を有する場合もあり、公証事務の中で重要な機能を果たすことを改めて認識する必要があります。また、控訴審の裁判官の立場からは、第一審における審理経過が明確に記載されることにより、控訴審における審理計画等の参

考になるという意見があります。さらに、書記官としても、提出された準備書面を読み込み、争点整理手続期日に行われたことを整理して記録化するという公証事務を行いつつ、争点整理手続に実質的に関与するといった実効性のある審理充実事務を行っていることとなります。協議会において報告された争点整理手続調書は、最終の弁論準備手続調書に争点を要約したものや要約書面を添付したものが多かったのですが、必ずしもそのようなものではなく、期日を重ねて徐々に争点が絞り込まれていく過程が記録されていくことが有効であると思います。

争点整理手続期日調書には前述のような効用があり、その作成は今後書記官が特に力を注いでいくべき事務であると考えられるものの、多くの庁では必ずしも的確な取組が進んでいない状況がうかがわれるところですが、裁判官と書記官とが一体となって積極的に取り組んでいる部や庁もあります。裁判官との協働態勢を前提に、次回期日までの課題等や有用な事項について、書記官が積極的に記録化を進めていくことも一つの有効な取組ではないかと考えています。

(イ) 期日間準備

争点中心型の訴訟運営では、争点整理に役立つような期日間準備が必要であり、特に内容に踏み込んだ準備書面の点検や争点整理に必要な整理書面の作成等の取組をより充実させること、そして充実した期日が行われた場合は、その結果を的確に記録化することはもちろん、必要に応じて期日間において収集した情報についても適宜な方法で記録化することが求められているもの

と考えられます。

期日間準備については、特に訴訟代理人を始めとする当事者等の協力が必要不可欠ですが、作成した争点整理手続調書の写しやプロセスカードを当事者に送付することによって、審理の充実、迅速化に効果を上げている取組例も増えています。

(ウ) 整理書面の作成

整理書面の作成については、裁判官との打合せ等を通じて、裁判体のニーズを十分に把握した上、事件類型や争点の内容に応じて、時系列表や主張対比表など争点整理に有益なものを作成することが肝要です。

整理書面の作成の取組状況からは、要件事実的な整理ではなく時系列表等でよい、整理書面は図式化したものがよいという裁判官からの意見や裁判官のニーズに応じたものを作成するように取組を改めたら、主張対比表がほとんどになったという書記官の意見があり、このような意見を参考にして、裁判官の具体的なニーズを把握した上で作成していただきたいと思います。

(エ) 供述録取事務

書記官が実質的に争点整理手続に関与し、争点を十分に把握することにより、争点指向性の高い要領調書がおのずと作成されるはずであり、要領調書は書記官の審理充実事務の取組が結実する場面であると考えられます。要領調書の作成を通じて、事案や争点を理解・把握する能力が高められ、それに基づき更に有効な審理充実事務が行えるようになるものであり、要領調書の作成は書記官の基本的職務であることを個々の書記官は十分に理解していただきたいと思います。

(「刑事公判部における書記官事務の指針」

について)

昨年5月に発出された「刑事公判部における書記官事務の指針」(以下「指針」という。)は、発出から1年が経過しました。

この間、指針の浸透定着の一環として、昨年10月30日には、最高裁において、中央協議会として「刑事公判部充実強化協議会」が開催されました。この協議会では、協議員として高裁刑事首席書記官、地裁部総括判事及び主任書記官に参加していただき、目指すべき訴訟運営及びこれを支える書記官の果たすべき役割について指針に記載されている内容を確認し、主として自白事件や中規模否認事件の事前準備、期日間準備事務について、各庁における実践状況を踏まえ、問題となる点の原因や克服策について協議したところです。また、昨年12月から本年1月にかけては、中央協議会を受けた形で、各高裁において自主開催協議会を開催していただきました。

そこで、これらの協議会の結果を踏まえながら、概況をお話します。

(ウ) 全般的な取組状況

本庁のみならず支部等においても、勉強会を開催するなど浸透定着に向けて積極的に取り組んでいる庁もある一方で、本庁においても、弁護人の協力が得られないなど様々な事情のために書記官による審理充実事務の実施に苦慮している庁もあります。各庁間の取組状況にはばらつきがある、という感がありますが、「指針」の実践に当たって何よりもまず必要なのは、書記官が積極的かつ主体的に訴訟運営に関わっていくという意識の醸成であろうと思われます。

司法制度改革審議会においては、新たな準備手続の創設、裁判員制度の導入等が提

言され、これらの具体的な制度設計に向けた検討が進められているところです。また、国民の刑事裁判に対する充実・迅速化の要請は大きいものがあります。「指針」に掲げられた各事務を実践することは、この要請にも応えることにもなりますので、この観点からも、是非積極的な取組をしていたきたいと思います。

以下に具体的な事務についてお話しします。

(イ) 自白事件における審理充実事務

自白事件における審理充実事務については、ほとんどの庁で何らかの取組を実践しているようですが、個別具体的な事務ごとに見ると、いまだ不十分な点もあるようです。自白事件であるから一回結審できるのではなく、自白事件においても「必要十分な事前準備事務等を行った結果、充実した審理が行われ、一回結審できる」ということ、そして、自白事件における審理充実事務が、中規模否認事件における審理充実事務の基礎となるということを再確認の上、今後とも着実な実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

(ウ) 中規模否認事件における審理充実事務

自白事件における審理充実事務と比較すると、中規模否認事件における審理充実事務については、浸透定着がなかなか進まない状況にあるようです。確かに、小規模庁等では、実際に中規模否認事件が係属することはほとんどない、などの事情があるものと思われます。しかし、中規模否認事件における審理充実事務を行うためには、書記官としても一定程度の知識や理解が必要であり、これは一朝一夕に身につくもの

ではありません。常日頃から定例ミーティング等を通じて事件類型や否認態様に応じた訴訟進行の在り方や証拠調べの方法についても理解を深めていくことが必要と思われます。

(エ) 協働態勢の構築

書記官が指針の実践をするに当たっては、あくまでも裁判官との協働態勢が構築されることが前提です。各庁ではマニュアルの作成やミーティングの実施等を通じて協働態勢の構築に努めているようですが、裁判体の一般的審理方針についても共通認識を持つことが不可欠です。その一般的審理方針とは、第1回公判期日の指定時期、第1回公判期日から証人尋問を実施するか否か等の基本的、形式的な方針はもとより、事件類型や否認態様に応じた証拠調べの方法や順序に関する訴訟進行に関する具体的、実質的な事項にまで踏み込んだ方針まで裁判体と認識を共有していただきたいと思います。そして、再び事前準備事務に対する取組を形骸化させないため、裁判官との協働態勢を継続して信頼関係を積み重ね、より分かりやすく、より適正迅速な刑事裁判の実現という国民の期待と信頼に応えられる刑事書記官像を確立していただきたいと思います。

(「家裁における書記官事務の指針」について)

最高裁判所事務総局では、本年4月に「家裁における書記官事務の指針」(家事編及び少年編)の冊子を各庁の裁判官、書記官、家裁調査官等に配布したところです。本指針は、書記官がより適正迅速な審判又は調停手続の実現に寄与するための標準的な書記官事務を具体化したものです。

本指針の家事編では、家事相談、受付、遺産分割事件、家事調停事件のほか、類型的な処理になじみやすい甲類審判事件及び財産管理人選任事件の書記官事務について指針が示されており、家事事件における書記官と家裁調査官の役割分担や連携について検討する場合の参考となるので、十分活用していただきたいと思います。

特に遺産分割事件は、物を分けることを目的とする手続であり、書記官が有する法律知識を活用して処理することが可能であることから、書記官が主体となって事件処理を行っていくことが適正迅速な紛争解決のために不可欠であると考えています。

本指針の少年編では、日常的な事務処理及び複雑な事件等における事務処理の在り方について、法的調査や進行管理事務を中心に事務の効率化に有効と考えられる方策や裁判官や家裁調査官との連携に関する方策等を盛り込んでいるので、十分活用していただきたいと思います。

なお、指針の浸透定着方策としては、本年12月に高裁ブロックによる協議会を開催し、主に家事事件のうち遺産分割事件を中心として協議を行う予定です。

〔「簡裁における書記官事務の指針」について〕

昨年5月に発出された「簡裁における書記官事務の指針」(以下「指針」という。)は、発出から1年が経過しました。

この間、指針の浸透定着の一環として、昨年9月から本年1月にかけて、各高裁において自主開催協議会を開催していただきました。その際には、少額訴訟事件を始めとする一般市民間の訴訟事件や調停事件について、裁判所が積極的かつ後見的に紛争

解決に取り組んでいくという指針が目指している方向性、運用を実務に定着させ、簡裁をより充実させるための方策や工夫例などについて、御協議いただいたところです。

この中で、各庁からは、指針に示した、事案に見合った適切な審理時間の設定を実践することによって効率的な期日の運用ができるようになった例や、受付担当者と事件担当者との間の情報伝達が効果的に実践できていること、少額訴訟のノウハウを活用した準少額訴訟の取組、そして、それらの事案の蓄積が適切に組織内でフィードバックされて、より実践的で効果的な事務処理につながられているといった報告がなされています。

簡裁については、現在、事物管轄の拡大や少額訴訟の訴額の上限引上げのための法改正が国会審議中であるなど、今後ますます国民に身近な裁判所として充実を図っていく必要性が高い状況にあります。今後、簡易な事件を迅速に処理するという簡裁の果たすべき役割を崩すことなく、今日の法改正に円滑に対応していくためには、指針に示された様々な事務処理の工夫の実践と、裁判官との協働態勢を基礎とした、事件進行の「推進力」としての書記官の役割がますます重要となってきます。これらの点に留意して、より一層広く本指針に沿った運用を定着させていただきたいと思います。

(2) 各種事件の増加と対応策等について
佐藤企画調査部長

執行、倒産、成年後見、特定調停等各種事件の増加に対処するための人的手当てを含めた対策をお聞かせください。また、家裁、簡裁への人的手当てを含めてお聞かせください。

中村第二・第三課長

御承知のとおり、バブル経済の崩壊以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受事件数は、平成10年をピークに若干減少したものの、平成14年には再び増加し、約7万8千件となり、平成3年の約1.8倍と依然として高原状態にあります。未済事件数は平成3年には約6万件であったものが、平成10年には約12万9千件と約2.2倍にまで増加しましたが、各庁の努力によって、平成14年の未済事件数は約8万件と、前年に引き続き未済事件数を減少させることができました。

今後も、企業倒産事件の増加や、金融機関等による不良債権処理の動向いかんによっては、新受事件数の増加も予想されるところであり、事件動向は予断を許さない状況です。

また、平成13年6月に内閣に提出された司法制度改革審議会の意見書においても、権利実現の実効性の確保という観点から、民事執行制度の強化が提言されており、我が国経済の再生の基盤として、国民の執行事件処理に対する関心と期待は、ますます大きく、かつ厳しくなっています。これを受けて、制度面においても、本年3月には、「担保物件及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところです。

一方、倒産事件のうち最も事件数の多い破産事件について見てみますと、景気の低迷に伴って事件の急増が見られ、平成14年の新受事件数は約22万4千件となり、平成7年との比較では約4.8倍となりましたが、各庁の努力によって、既済事件数も年々

増加し、平成14年は約22万4千件と、新受事件数とほぼ同数となりました。この結果、平成10年には約6万7千件と急増した未済事件数も、平成14年は約5万5千件となっています。

倒産事件については、自然人の自己破産の増加に加え、平成9年ころから大規模な企業倒産事件が増加しつつあり、倒産事件処理の在り方が景気対策に関わる課題であるという見方がされていることから、急激に増加した倒産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねません。制度面においては、会社更生手続について、改正会社更生法が昨年12月に成立し、本年4月から施行されたところであり、また、破産法についても、法制審議会倒産法部会で改正の審議が続けられています。

簡裁においては、刑事訴訟事件は増加しているものの、刑事事件全体では減少傾向にあります。他方、民事事件は、調停事件の新受事件数が、平成14年は約48万8千件と増加を続けており、その85パーセント程度を占める特定調停事件の新受事件数は、平成14年は約41万7千件となりました。また、家裁においては、少年事件は長期的に減少傾向が続いているものの、家事事件は増加を続け、平成14年には新受事件数が約63万8千件となっており、家裁全体の事件としても増加傾向にあります。導入されて3年が経過した改正成年後見制度関係事件の申立ても、年々増加しており、平成14年度（平成14年4月から平成15年3月まで）は、旧制度（平成11年4月から平成12年3月）の4倍を超える申立てがありました。

こうした状況に適切に対処するため、ま

ず、不動産執行事件については、事務分配の見直し、集約方式の導入、執行官及び評価人候補者の増員等による事務処理態勢の強化、事務処理方法の改善、市場のニーズに合った最低売却価額の決定やインターネットの利用等による売却率の向上、更には事件処理システムの導入など、種々の実効的な方策が執られているところです。倒産事件についても、不動産執行事件と同様に、事務処理態勢の整備、充実及び管財事件、同時廃止事件の各々に応じた事務処理方法の改善が図られています。また、IT化による事務の効率化も推進してきています。特定調停事件については、手続説明上の各種工夫、定型申立書の工夫、調停委員との連携など、各庁において種々の方策が執られており、成年後見事件についても、書記官と家裁調査官の事務分担、連携の在り方の見直し、監督事務の省力化、効率化のための事務改善等により効率的処理を図っているところです。

さらに、こうした事務処理態勢の整備等に加え、執行、倒産部門については、人的態勢の充実強化を図るため、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対する必要な人的手当として、平成15年度も昨年度に引き続き、大都市周辺部の裁判所など事件増が顕著な庁を中心として、書記官の大幅な増配置を行うとともに、外部への委託が可能な業務については外部委託を実施したところです。

簡裁への人的手当としては、これまでも、毎年、繁忙な簡裁を中心に、書記官等の増配置を図ってきたところであり、本年4月にも大都市部を中心とした繁忙な簡裁に大幅な増配置を行いました。また、家裁

についても、繁忙な庁の家事部門を中心に書記官、家裁調査官の増員を行ったところ です。

以上のように、事務処理態勢の整備・充実、事務処理方法の改善及びIT化による事務の効率化とともに、人的手当てによる執務態勢の更なる充実強化を図ることにより、増加する新受事件や今なお滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところですが、今後の事件動向についても十分な注意を払い、更に事件数が急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応を検討していきたいと考えています。

(3) 担保・執行法制の見直しに関する最近の動向について

佐藤企画調査部長

担保・執行法制の見直しについて、平成14年9月、書協から提言を提出した(会報160号55頁以下)ところですが、その後の進行状況についてお聞かせください。

松尾参事官

担保・執行法制の見直しについては、今国会に法案が提出され、現在審議中です。主な改正事項としては、てき除制度の見直しや制度の廃止を含む短期貸借制度の見直し等を中心とする担保法制の見直し、また、競売不動産の内覧、強制管理手続と同様な担保不動産収益執行手続の創設、財産開示手続の創設などです。

民事執行手続においては、書記官が手続進行に主体的・積極的に関与し、執行手続の適正迅速かつ円滑な運営を支えてきたものと考えられます。ところで、景気の長期的低迷を受けて、金融機関の不良債権処理は、引き続き社会経済における喫緊の課題とされ、民事執行手続の迅速な処理が厳し



松尾参事官

く求められており、裁判所においても、適正迅速な事件処理を図ってきている状況にあります。そのような状況の中、民事執行における裁判所書記官の役割の拡大について、昨年の法制審議会担保・執行法制部会において協議されたところ、基本的な方向性については、おおむね異論は出なかったと聞いているものの、時間的な制約もあり、検討が継続されることとなりました。今年4月からは、新たな民事訴訟・民事執行法部会において、民事執行手続を一層適正かつ迅速なものとするにより円滑な権利の実現を図るため、執行制度の根幹に関わる最低売却価額制度の見直しに加え、民事執行手続における裁判官と書記官の役割分担の見直し等が議論されているところです。法制審議会民事訴訟・民事執行法部会における今後の検討状況をにらみつつ、書記官が執行事件において實際上重要な役割を果たしていることにかんがみ、より良い制度ができるように努めたいと考えています。

(4) 倒産法制の見直しに関する最近の動向について

佐藤企画調査部長

倒産法制の見直しについても、平成14年12月、書協から提言を提出しました(会報161号17頁以下)が、その後の進行状況についてお聞かせください。

松尾参事官

破産事件の新受件数は、長引く経済不況

の影響から平成14年度は22万件を超え、破産事件の処理についても、適正さを保持しつつ、更に迅速かつ柔軟な対応が求められています。執行事件と同様、破産事件においても、書記官が、同席事件はもちろん管財事件についても、相当程度主体的に手続に関与してきたという実績が定着してきている状況にあります。

そのような状況の中、平成13年5月から法制審議会倒産法部会において、破産手続及び倒産実体法の検討が続けられており、平成14年10月には「破産法等の見直しに関する中間試案」が公表された上、一般及び関係各界に対し意見照会がされました。中間試案においては、民事再生法において書記官の役割とされた事項のみならず、破産の申立書に対する補正を命ずる処分、特別調査の費用の予納を求める処分、債権表の更正処分、最後配当の許可等が盛り込まれており、現在、倒産法部会において、その中間試案に対する意見等を踏まえて、法案の取りまとめが行われており、今秋の国会への法案の提出に向けて精力的に審議が行われているところです。

法制審議会倒産法部会における今後の検討状況をにらみつつ、破産事件の迅速・適正な処理のために、書記官として何ができるかを検討し、より良い制度ができるように努めたいと考えています。

なお、会社更生法の改正は、昨年秋の臨時国会で改正法案が成立し、平成15年4月1日から施行されたところです。

(5) 民事訴訟法の改正に関する最近の動向について

佐藤企画調査部長

民事訴訟法について、どのような点につ

いての改正作業が進められているのかお聞かせください。

松尾参事官

改正項目は多岐にわたりますが、第一に、拡充された訴え提起前における証拠収集手続や専門委員制度といった新たな制度の導入が挙げられます。すなわち、民事裁判の充実・迅速化を実現するため、訴え提起前において、文書送付の囑託や執行官による現況調査ができるようにするとともに、また、医事関係事件や建築関係事件など専門的な知見が必要となる事件の充実した迅速な審理を図るため、裁判所の知見を補うため訴訟のすべての段階で専門家が関与できるようにするものです。その他改正事項としては、複雑な訴訟に関する計画審理の推進や円滑な鑑定を行うための鑑定手続の改善、知的財産権関係事件への対応を強化するための「特許権及び実用新案権等に関する訴えの管轄が第一審は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審は東京高等裁判所に専属化」などがあります。

また、平成15年度の法制審議会民事訴訟・民事執行部会においては、インターネットを利用して支払督促の申立てをすることができる等の督促手続のオンライン化、刑事事件関係書類等に対する文書提出命令関係（民事訴訟法第220条4号ホ「刑事関係に係る訴訟に関する書類若しくは少年保護事件の記録又はこれらにおいて押収されている文書」等の改正について）等が審議されています。

(6) 刑事裁判の充実・迅速化を巡る最近の動向等について

佐藤企画調査部長

刑事裁判の充実・迅速化についても、平

成14年10月、書協から提言を提出した（会報161号3頁以下）ところですが、その後の進行状況についてお聞かせください。

中村第二・第三課長

昨年12月2日、司法制度改革推進本部顧問会議において、裁判における手続の迅速化に関する法曹三者の意見聴取が行われ、最高裁判所もプレゼンテーションを行い、第一審訴訟事件の現状や長期化の原因などを述べた上で「適正で迅速な裁判を実現することは司法の使命であり、『民事・刑事の訴訟手続について2年以内に第一審における手続を終局させる』との目標は、国民の視点からこれを具体的に述べたものであり、裁判所は、この目標の実現に向けて一層努力したい。」とし、実現のための方策として、①司法制度の基盤強化、②司法制度に関する基本的な枠組みの見直し、③訴訟手続等の見直しを柱とする意見を述べました。

その後、本年3月14日に「裁判の迅速化に関する法律案」が今通常国会に提出され、5月13日衆議院修正議決され、現在、参議院で審議中です。

この法律案は、「裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続を始めとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的」とし、「第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを目標とするとしています。また、「最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その

長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を2年ごとに、国民に明らかにするため公表するもの」とされており、この検証を通じて長期化の原因分析とそれぞれの原因に対応する適切な方策が浮き彫りとなってくることが期待されます。

このように、長期化の原因等の調査分析は今後の検証作業にゆだねられていますが、現時点のデータについてお話しすると、概数ではありますが、平成14年度の地方裁判所刑事通常第一審訴訟事件において審理期間2年を超えた事件は全既済人員の約0.3パーセントとなっており、長期的に見ると相当程度減少してきています。しかし、この中には、重大事件、社会的関心の高い事件が少なからず含まれているため、数としては少ないものの裁判は遅いという印象を国民に与えていることは否定し難いでしょう。長期化の原因は、開廷（期日）間隔の長さ、証拠調べ期日を始めとする開廷（期日）回数の多さなどが複合的に重なっていることが多いようです。このような状況を踏まえ、審理の充実・迅速化を図るためには、例えば、第1回公判期日の前からの十分な争点整理、公判の当初からの集中審理、争点中心の証拠調べなどを実現させていかなくはなりません。現在、裁判員制度の導入や刑事裁判の充実・迅速化に向けて準備手続段階における争点整理の徹底、連日的開廷を原則とする集中審理の実現のための訴訟手続の検討が行われているところですが、現行法下においても適正迅速な裁判の実現に向けて、事前準備や争点整理への取組が重要な意義を持つものと考えら

れます。書記官による審理充実事務の実績と成果が従前にも増して問われていくことになるでしょう。

(7) 裁判員制度の導入について

佐藤企画調査部長

裁判員制度の導入について、平成15年3月11日に司法制度改革推進本部から素案が示されたところですが、同制度の下での書記官事務の在り方についてのお考えをお聞かせください。

鹿子木第一課長

裁判員制度の下では、裁判員に実質的な判断をしてもらえよう分かりやすい審理を実現すること、裁判員の負担をできるだけ抑えることの二つの視点から、準備手続段階における争点整理の徹底、連日的開廷を原則とする集中的な審理の実現などが不可欠とされています。

この点、3月11日に司法制度改革推進本部事務局がまとめた「討議のたたき台」においても「裁判員制度対象事件については、裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与することができるよう、迅速で分かりやすい審理が行われるように努めるものとする。」「裁判員制度対象事件においては、第1回公判期日前の準備手続を必要なものとし、審理に要する見込み時間（日数）を明らかにするものとする。」「審理に2日以上を要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとする。」とされています。

裁判員制度下における書記官事務の在り方等については、なお今後の具体的な制度設計などを踏まえて検討していく必要があると考えていますが、裁判員制度の枠組みの中で書記官として一定の役割を担ってい

くためには、ここでも（「刑事裁判の充実・迅速化を巡る最近の動向等について」の項目でも述べたように）、書記官の審理充実事務の実績と成果が問われることになると言えるでしょう。また、供述録取事務については、従前どおりに調書を作成することでは対応できない状況が見込まれます。例えば、連日的開廷が行われると、次回期日である翌日までに、従来どおりの証人尋問調書等を作成することは、時間的に厳しいケースが想定されますし、裁判員に分かりやすい審理の在り方として、ビデオやパネル等による説明がなされた場合、これを記録するための方法は、従来どおりの手法では難しいといった問題も考えられるところです。この記録化については、例えば、参審制を採用するドイツでは、簡単な要約調書を作成しているにすぎず、スウェーデンでは録音テープに記録されるだけで調書は作成されていないと聞いています。

このような点を含め、今後、制度の具体的な枠組みが検討されることとなります。

(8) 家裁への人訴移管・簡裁の事物管轄の拡大について

佐藤企画調査部長

家裁への人訴移管について、最高裁判所規則の整備等を含めて、その後の状況をお聞かせください。また、簡裁の事物管轄の拡大についても、平成15年4月施行の司法書士法などとも絡めてお話しください。

中村第二・第三課長

(人訴移管について)

人事訴訟の家裁移管を盛り込んだ「人事訴訟法案」は、本年3月4日に今通常国会に提出され、現在審議中です。法が成立すると、公布の日から1年以内に施行するこ

とになりますが、今通常国会中に法が成立した場合には、平成16年4月1日に施行されることが予想されます。

移管までの作業予定としては、法成立後に人事訴訟規則案を検討し、それに対する各庁の意見も踏まえた上で今秋には、規則制定諮問委員会を開催する予定です。

人訴移管の手続については、従前地裁で行われていた手続と基本的に変わるころはほとんどないものですが、子の監護に関する処分、財産分与といった附帯処分及び親権者指定については、証拠調べを経た上で、なお、必要な場合に裁判官による審問や家裁調査官による調査などの事実の調査を行うことができるようになると考えられます。従前と異なる部分の処理については、追って、事務処理手順や書式等を示したいと考えています。

人訴移管後の書記官事務で、従前の人訴と異なる主な点は、次のとおりになると考えられます。

- ① 検察官に対する期日の必要的な通知制度の廃止
- ② 裁判所が当事者の陳述を聴取する事実の調査期日の事前告知
- ③ 事実の調査をした旨の事後告知
- ④ 書記官による事実の調査要旨の記録化
- ⑤ 事実の調査部分の原則開示、開示不許可部分に対する即時抗告
- ⑥ 離婚及び離縁の訴えに関する訴訟における和解並びに請求の放棄及び認諾
- ⑦ 戸籍通知

書記官事務については、本年12月に行われる高裁ブロック協議会や平成16年2月に司研、書研及び調研による合同研究会の中

で、この問題を取り扱うことを予定していますが、家裁の書記官の中には、新民訴を経験していない書記官もいるところなので、民事立会の経験者を含めて勉強会等を開催するなどして、準備を進めていただきたいと思います。

鹿子木第一課長

(事物管轄について)

簡裁の事物管轄の上限の見直しについては、司法制度改革審議会の意見を受け、司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会における検討を経て、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出されました。現在、国会における審議が進められているところです。

司法アクセス検討会においては、第1に、基本的には、経済指標の変化に現れている経済社会や国民生活の変化に対応して、簡裁の事物管轄の上限の引上げを行い、国民の司法へのアクセスを拡充すべきであること、第2に、簡易な手続で迅速に紛争を解決するという簡裁の特色が生かされる形で簡易裁判所の機能の拡充を図るべきであること、との方向で意見が取りまとめられました。この意見を踏まえた検討の結果、簡裁の事物管轄の上限額については140万円に引き上げられることを内容とする改正法案となりました。

140万円に引き上げられた場合、現在、地裁に提起されている民事訴訟事件のうち約2万件程度の事件が簡裁の管轄に属することになると見込まれ、その中には、不動産訴訟事件やその他の複雑困難な事件も相当数含まれる可能性があります。そのため、「少額軽微な事件を簡易な手続で迅速に解

決する」という簡裁の特質が損なわれることのないよう、不動産訴訟事件やその他の複雑困難な事件は地裁に申立てがされることが必要であり、こうした観点から、地裁と簡裁の役割、不動産訴訟の競合管轄制度、簡裁から地裁への裁量移送の制度等について、十分に国民に周知される必要があり、各裁判所の受付窓口においても、当事者に対して適切な説明とアドバイスを行う必要があると考えています。

なお、この引上げにより、簡裁の事件数が相当程度増加すると見込まれることから、簡裁における事件処理体制の整備を具体的に検討することとなりますが、実際の事件動向や事件処理状況等を踏まえて、機動的な人員配置を検討する必要があると考えており、簡裁の持ち味である簡易な手続による迅速処理ができるよう必要な人的態勢を検討していきたいと考えています。

また、本年4月から、司法書士に一定の要件の下で簡裁における訴訟代理権等を付与するための司法書士法の改正法が施行されていますが、この点も、簡裁の機能充実を図っていく上で、重要な改正と考えています。つまり、司法書士は、弁護士過疎地域を含め全国に広く所在しているため、司法書士に簡裁の訴訟代理権を付与することは、地域の司法環境を整備充実させるとともに、簡裁における弁護士選任率の低さを補うためにも有用であろうと思われるからです。いずれにせよ、これまで、裁判手続に直接関与していなかった司法書士が、簡裁において訴訟代理人として関与することになったわけですので、このことが、簡裁の民事訴訟手続の中でどのように生かされ、また、どのような影響を及ぼしてくるかな

どについて、今後、注目していく必要があると考えています。

(9) 家事及び少年事件の各書記官事務の状況について

佐藤企画調査部長

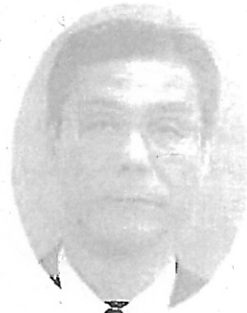
家事事件では成年後見制度の運用状況等を、少年事件では改正少年法施行後の運用状況を踏まえて、書記官事務の在り方についてお話しく下さい。

林参事官

家事事件の処理においては、裁判官、書記官、家裁調査官等の職種が緊密な連携を図りつつ、紛争解決に向けた認識を共通のものとし、各職種が一体となって処理に当たることが求められていますが、その前提としては、それぞれの職種の特質に応じた適切な役割分担が重要であると思います。

特に、成年後見事件のうち、今後とも増加することが予想される後見監督事件の処理においては、後見監督の本来的な性質が成年後見人の財産管理面での権限の乱用や逸脱をチェックするためのものであることからすれば、法律職である書記官がこれまで蓄積してきた財産管理についての知識やノウハウを活用して、成年後見監督事件処理の中心的な担い手となることが期待されています。例えば、第一次的には書記官が書面照会等による財産管理面を中心とした審査を行い、その過程で疑問が生じた場合に初めて家裁調査官による面接調査や裁判官による審問を行うなど、各職種の特長を生かした具体的な監督事務の工夫が考えられます。

ところで、東京家裁など成年後見事件の申立件数が相当程度ある大規模庁においては、成年後見専門班を創設して効率的な事



林参事官

件処理に取り組んでいるところですので。これら成年後見専門班（東京家裁、札幌家裁）の実情については、本年2月に、三研修所合同で「成年後見事件処理における

裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方」をテーマとして実施された平成14年度家事実務研究会・家事調査事務研究会における研究討議結果の中でも詳しく紹介されています。この資料は4月9日付で、三研から各家裁あてに送付されていますので、参考にしていただければと思います。

改正少年法が施行されてから約2年が経過しました。先般の少年法の改正は、大きく分けると、少年事件の処分等の在り方の見直し、事実認定手続の一層の適正化、被害者への配慮の充実の3本の柱からなっています。

このうち、事実認定手続の一層の適正化について述べますと、裁定合議制度や検察官関与決定、観護措置期間の延長等の手続が新たに導入されたことに伴い、以前に比べて書記官の関与の度合いも増していますが、各庁において、適正に事務処理がなされていると認識しているところです。「家裁における書記官事務の指針（少年編）」では、少年法改正後の手続についても盛り込んでいますので、今後とも、各庁、各部係の実情に応じて、指針を柔軟に活用し、更に創意と工夫を重ねていただきたいと思います。

(10) 書記官の着実な職務執行について

佐藤企画調査部長

新たな法制度が設けられたり、法改正が頻繁に行われていますが、このような状況の中で、書記官として時代の要請に即応していくために留意すべき点についてお話しください。

林参事官

主要な立法や法改正については、裁判所時報に法律案の段階で掲載されますし、施行段階では回覧等で周知されます。書記官としては自分の担当している職務に関連した法律に変更がないかどうか、常にアンテナを張っておくことが重要であり、また、新たな立法や法改正がなされるからにはその理由もあるわけですから、新たな立法や法改正の理由や趣旨も押さえていただきたいと思います。そうすることで、時代が何を要求しているのか、それに対して我々裁判所職員はどのようにして応えなければならないのかが見えてくるはずです。こうしたことは、個々人が一人で考えるよりも、部のミーティングなどを利用して、裁判官や他の書記官等と話し合うことで知識の理解を深め、情報を共有していくことが効果的ではないかと思います。さらに、新たな立法や法改正がなされると、それに対応した規則の制定・改正や通達の発出や改正などもなされることが多いので、そちらについても見落とさないように留意していただきたいと思います。

他方で、このように制度が激しく変わる時期には、基本を踏まえた堅実な書記官事務を行い、足下をしっかりと固めることが肝要であると思います。調書作成を始めとした公証事務を的確に行うことで我々書記官

は、当事者等から高い信頼を得てきました。しかし、最近目立っている令状事務の過誤などを見ると、基本的な事務処理を堅実に行うことが軽んじられているのではないかと懸念しているところであり、今一度、書記官事務の原点に立ち戻っていただきたいと思っています。また、社会状況の変化により、当事者を始めとする国民の裁判所及び裁判所職員に対する意識が厳しいものに変わってきており、司法サービスを提供する機関としての認識と個々の書記官の執務の在り方が組織としての裁判所全体の信頼を左右するという意識を一層強く持つことが必要であり、当事者のニーズを的確に把握するとともに、それに応じた分かりやすく的確な説明を行うなど、より柔軟な対応が求められていると思います。

4 書記官の給与上の諸問題について

(1) 書記官全体の処遇について

佐藤企画調査部長

司法制度改革の担い手として書記官が期待される役割も踏まえて、書記官全体の処遇についてお話しください。

安浪給与課長

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張してその改善に努めてきたところですが、裁判の充実・迅速化を求める司法制度改革審議会の最終意見を踏まえ、その実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手であり、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善を進める必要があると考えています。

(2) 級別定数の改定状況について

佐藤企画調査部長

平成15年度の級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。

安浪給与課長

平成15年度予算における級別定数の改定要求について、財政当局は、月例給引下げ改定という人事院勧告の完全実施を受けて、その分を級別定数改定で補てんするようなことになっては国民の理解が得られないとして、また、深刻な財政事情と総人件費抑制の立場から、級別定数改定もゼロ査定を基本に必要な最小限の改定に止めると、これまでになく強い姿勢で主張し、加えて、行政省庁の級別定数の切上げを厳しく抑制した平成14年度予算においても、裁判所については、異例とも言える定数切上げを認めてきた経緯から、行政省庁並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると強い調子で迫られたところです。

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張するとともに、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、大きな成果を上げることができたと考えています。特に、10年連続での主任書記官の増設や、平成10年度に実現して以来、地裁総括主任書記官の9級切上げが6年続けて認められたことは意義のあることと考えています。

ア 11級関係

平成15年度は、地裁首席書記官1（前年度1）及び家裁首席書記官1（前年度0）の各11級切上げが認められました（11級首

席書記官：下級裁179ポスト中48）。

なお、このほかに首席家裁調査官についても、1の11級切上げが認められました。

イ 10級関係

高裁次席書記官について2の切上げ（前年度2）が認められました。行政省庁において、10級は、高裁に相当する管区機関では「重要な業務を所掌する部の長」についてのみ認められる高い格付けですから、裁判部門のナンバー2のポストである高裁次席書記官について10級の切上げが認められたということは、書記官の職務が高く評価された結果であり、大きな成果であると考えています。これで10級の下級裁次席書記官は合計22となりました。

ウ 9級関係

地裁総括主任書記官7（前年度6）、家裁次席書記官2（前年度1）の切上げを実現することができました。

両官職とも、厳しい折衝の結果、前年度実績を上回る切上げを実現することができ、書記職全体の官職評価の引上げという面からも大きな成果であると考えています。

以上の結果、下級裁次席書記官については、124ポスト中100が9级以上に格付けられることになりました。

なお、このほかに総括主任家裁調査官についても1の切上げが認められました。

エ 8級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針に加えて、大量退職の影響によって裁判所の定数状況が大幅に好転していることを理由として、従前から8級以下の各級についての定数回収に対する姿勢は極めて厳しく、折衝は難航しましたが、司法制度改革推進本部の設置等、裁判所に対する国

民の期待がかつてないほど大きく、こういった情勢の下で、裁判所の基幹官職である書記官等の定数が回収される事態となれば、裁判所に働く職員の士気を維持できない等考え得るあらゆる理由付けを持ち出して折衝を続けた結果、何とか定数回収を回避することができたところです。

その他の官職・級について言いますと、8級について3（前年度4）、7級について26（前年度28）、6級について19（前年度21）の切上げを実現しました。

オ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するため、その折衝は極めて難航しましたが、裁判部門の充実強化を前面に押し出して、粘り強く折衝に当たった結果、大阪高裁及び東京地裁に次席書記官各1（いずれも9級格付け）を増設することが認められました。

また、主任書記官増設数については、本年度は前年度を大きく上回る45という大きな成果を上げることができました。

カ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に当たっては、財政当局は、書記官の調整数や主任書記官の俸給の特別調整額との関係で、対当級で振り替えることは総人件費極力抑制の基本方針に抵触するという理由から、一定割合で切下げを行った上で級別定数のセットを行うべきであると強く求めてきましたが、これに対しては、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を円滑に推進するためには、定員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、前年度と同様、対当級での振替が認められました。

5 書記官の任用上の諸問題について

(1) 書記官の任用政策について

佐藤企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設についてお聞かせください。

坂井参事官

官職増設についての財政当局の姿勢は、前述のとおり極めて厳しいものでした。主任書記官ポストの増設要求にかかる折衝は、本庁課長並みのポストを相当数増設することは総人件費極力抑制という基本方針に抵触することから非常に難航しましたが、裁判部門の充実強化を全面に押し出し、粘り強く折衝に当たった結果、平成15年度予算では、前年度実績を大幅に上回る45（前年度33。10か年度分で286）の増設を実現するという大きな成果を上げることができました。

主任書記官ポストの増設については、適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより



坂井参事官

強まっていますので、今後も引き続き主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、財政当局と折衝を重ねた結果、平成

10年度予算で初めて9級切上げが認められ、その後も同様に切上げが認められてきています。この切上げを受けて、これまでに、東京地裁執行部等に8、大阪地裁執行部等に4、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、名古屋地裁、福岡地裁、札幌地裁の執行部等に各2、広島地裁に1の総括主任書記官ポストの設置を行ってきています。

主任書記官9級切上げは、書記官全体の官職評価の引上げにもつながりますので、引き続き努力を続けていきたいと考えています。ただ、9級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思えます。

(2) 再任用の実施状況等について

佐藤企画調査部長

再任用の実施状況についてお話しください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

坂井参事官

(再任用の実施状況について)

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び(級別)定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。本年4月に再任用された者は102人(昨年度は111人)で、平成14年度定年退職者(本年度再任用対象者)の約41.3パーセント(昨年度は40.8パーセント)でした。このうち書記官(有資格者)についてみると、約15パーセント(昨年度は約36パーセント)の者が再任用されています。

今年度の再任用者から任期の更新が可能となりますが、今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者(任期の更新希望者を含む。)が増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われるので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたくて考えています。

なお、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、再任用や臨時的任用といった裁判所内の再雇用だけでなく、司法協会や公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、以上に述べた再任用以外に、このような法律専門職としての能力、経験を活かした裁判所外への再就職あっせんの充実についても、引き続き一層の努力をしていきたいと考えています。

(他官庁への出向状況等について)

他省庁への出向は、平成15年4月1日現在、12か所24人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- ① 衆議院(法務調査室) 1
- ② 参議院(法務調査室) 1
- ③ 裁判官訴追委員会 1
- ④ 弾劾裁判所 2
- ⑤ 公害等調整委員会 1
- ⑥ 公正取引委員会 2

- ⑦ 国税不服審判所（東京，関東信越，
大阪，名古屋，広島） 6
- ⑧ 人事院 1
- ⑨ 金融庁 2
- ⑩ 国土交通省（大阪航空局） 1
- ⑪ 預金保険機構 2
- ⑫ 司法制度改革推進本部事務局 4

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないし3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

(3) 産前、産後、育児休暇制度における代替要員の確保について

佐藤企画調査部長

産前・産後休暇、育児休暇制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

坂井参事官

昨年8月1日から、産前・産後の特別休暇を取得している職員の所属庁に休職者や年度途中の離職者があり、しかも特別休暇中に復職や後補充が見込まれない場合に限ってのことではありますけれども、産前・産後の特別休暇中の臨時的任用を行えることとしました。書記官で育休代替要員を確保しようとする場合、これまでは産前・産後の期間中の人的手当が全くできないため、その期間は現場のやりくりでしのいでいただく以外方法はありませんでしたので、こ

のように極めて限定された形ではありますが、今回の運用により現場の負担感は多少なりとも改善されたのではないかと考えております。

なお、書記官の育児休業に伴う任期付採用等候補者の確保ができない場合には、事務官の任期付採用等を行うことが多いかと思われませんが、事務官での任期付採用等につながる場合に限ってではありますけれども、産前・産後休暇の期間についても、事務官の業務を処理するための要員を、言わば事務補助要員として、賃金雇人の形で雇い入れることについても、上記の臨時的任用の運用後も従来どおり認められております。

また、昨年4月1日から、育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられるとともに、育児休業職員の業務を処理するため、育児休業期間を任用の限度とした任期付採用制度が新たに導入されました。この改正は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女がともに家庭責任を担いつつ、公務と育児が一層容易に両立できるようにするとの趣旨に基づくものです。

育児休業を取得した書記官は、最近数年間では、平成11年度が59人（うち男性職員3人、以下（ ）内は男性職員で内数）、平成12年度が81人（1人）、平成13年度が91人（5人）、昨年度が114人（7人）となっており、そのうち臨時的任用又は任期付採用を行ったものは、平成11年度が57人（96.6%）、平成12年度が78人（96.3%）、平成13年度が85人（93.4%）、昨年度が98人（86.0%）となっています。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用及び任期付採用は、

育児休業制度の定着とともに、極めて高率で行われるようになっていますが、昨年度の臨時的任用又は任期付採用98人のうち、書記官を任用できたのは22人(22.4%)に止まっています。

そこで、今後もより一層、書記官の産前・産後の特別休暇及び育児休業に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。その方策としては、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている書記官有資格者に対し、再任用の意向確認手続等の機会を利用して、任期付採用等の希望の有無についてきめ細かな情報収集を行ってきています。また、「退職者カード」についても、退職者の退職後の動向の把握にも努め、データを常に最新のものに更新するなどして、代替要員の確保に役立ててもらっています。

また、産前・産後の特別休暇中の臨時的任用者や任期付採用者の給与格付けについても、育児休業に伴う臨時的任用と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採ることとし、任地面等で折り合えば再任用希望者が産前・産後休暇及び育児の代替要員として活躍してもらえ、環境作りも行ってきました。

しかしながら、少量退職期で任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、女性書記官数の増加等により育児休業取得者が今後も増加することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、昨年度と同様、平成15年度においても、書記官に限ってはありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できる扱

いとしました。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育児代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれたので、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育児代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行ったものです。

6 書記官の研修等に関する諸問題について

(1) 平成15年度の書記官研修の予定とその内容について

佐藤企画調査部長

平成15年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。

坂井参事官

ア 書記官基礎研修(基礎研)

平成15年度の基礎研は、書記官任用試験(CP-55)合格者を対象として2回に分けて実施します(第1回は4月8日～5月26日、第2回は5月29日～7月14日)。

基礎研は、1か月半程度の短い研修期間で、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象として実施していますが、研修員が現実に担当する分野について、より深い実務知識及び技能を習得する必要性もあります。そこで、従来からその要請に沿うように選択コース制の採用、5時限授業の実施、3月の裁判事務修習実施、ミニ模擬や模擬弁論・模擬公判の実施等の配慮をしてきました。

平成15年度は、民事科目について、新たに「登記の見方」、「戸籍の見方」のカリキュラムを導入するほか、「簡裁における書記官事務の指針」の内容を盛り込んだ授業を行っています。刑事科目については、公判準備、

略式手続等の科目において、裁判官との協働態勢の構築、事前準備事務・期日間準備事務、令状の点検、判決書の点検等の事務についての指導を充実させ、その際、「刑事公判部における書記官事務の指針」及び「簡裁における書記官事務の指針」の内容を盛り込むこととしました。

イ 書記官総合研修（総研）

総研については、事務処理能力の向上に重点を置いたものから、応用力や問題意識をかん養し、中堅書記官として期待される役割について自覚を促すという職務意識の向上を目指すものへと研修内容をシフトしていくという基本方針を踏まえ、また、これからの書記官には、公証事務の担い手としての役割を基本としつつ、コートマネジャーとして審理の過程に積極的に関与していくことが要請されていることにかんがみ、実施内容の見直しを行ってきたところ です。

そのような観点から、実務科目においては、実際の事件記録等を基に作成された演習記録や事例問題を素材として、事件の受理から終局までの手続的な流れを意識しつつ、審理段階に応じた実務上の問題点につき多角的に検討を行う内容としています。

加えて、平成14年度は、本研修の参加者に刑事実務未経験者が多いという実状にかんがみ、「刑事記録演習」を実施しました。これは、従前の養成部等の記録演習のような単に不適法、不相当事項の指摘、発見にとどまらず、その原因やそのような処理が事後の手続にもたらす影響及び対処にも及ぶ内容とし、かつ、最新の通達等を盛り込んだものにするなどの改善を行った上で実施したものです。

平成15年度は、以上のほか、民事関係の法改正が予想されることを踏まえて、「当面する民事事件の諸問題」をテーマとする講義を予定しています。

ウ 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を、中央研修において中間管理者（裁判部）研修を実施しています。

中間管理者（裁判部）研修は、中間管理者として一定の経験を積んだ研修員に、より高度のマネジメント能力を付与し、また、管理職員としての視野を広げるという目的から実施してきたものですが、平成15年度も同様の目的で実施したいと考えています。今年度は、11月10日～14日、12月1日～5日、平成16年1月26日～30日の3回を予定しています。

エ 書記官実務研究会

平成15年度に実施を予定している研究会は、「民事実務（訴訟）研究会」、「民事実務（倒産）研究会」、「刑事実務研究会」及び「家事実務研究会」の4本であり、それぞれ、次のようなテーマを中心として実施する予定です。

(ア) 民事実務研究会

民事実務研究会は、訴訟と倒産に分け、前者は7月8日～10日の日程で40人の参加を、後者は平成16年2月4日～6日の日程で60人の参加を予定しています。

なお、訴訟については、司法研修所が実施する平成15年度民事実務研究会と一部合同で実施し、「裁判官と書記官との連携・協働の充実のための方策について」をテーマに、争点整理の充実及び過誤防止を取り上げ、裁判官と研究討議を行う予定です。

(イ) 刑事実務研究会

9月30日～10月2日の日程で40人の参加を予定しています。内容については、裁判官と書記官との連携・協働の在り方を主要テーマとして、司法研修所と一部合同で実施する予定です。

(ウ) 家事実務研究会

平成16年2月17日～19日の日程で30人の参加を予定しています。内容については、人事訴訟事件の家裁への移管を主要テーマとして、司法研修所及び家庭裁判所調査官研修所と一部合同で実施する予定です。

オ 書記官実務研究

「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」をテーマに既に研究が開始されたところです。

具体的には、次の内容を取り上げ、各庁の実状を調査した上、研究を行うことを予定しています。実務に直接役立つ実務研究報告となるよう、研究員を指導していきたいと考えています。

- ① 付添い、遮へい、ビデオリンク等の証人に対する負担の軽減の措置
- ② 被害者等による心情その他の意見の陳述
- ③ 傍聴、公判記録の閲覧・謄写
- ④ 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

- (2) 新設される裁判所職員総合研修所(仮称)の進捗状況と今後の研修計画について

佐藤企画調査部長

新設される裁判所職員総合研修所(仮称)の進捗状況と今後の研修計画についてお聞かせください。

安浪給与課長

(進捗状況について)

裁判所職員総合研修所新営工事の進捗状況については、平成14年4月に着工後、これまで順調に工事が進行しており、現在は、各棟の躯体工事を実施している状況にあります。現在のところ、予定どおり平成16年3月には完成する見込みです。

新研修所の組織・機構については、書記官及び家裁調査官の職務の専門性を高め、職種相互間の連携を一層緊密にするという研修所統合の目的に適合する組織・機構を構築するという観点から、最高裁において、平成16年度予算要求に向けて鋭意検討中です。

(今後の研修計画について)

新設される裁判所職員総合研修所(仮称)は、現在の裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合した研修所であることから、基本的な考え方としては、書記官、事務官及び家裁調査官各職種の専門性を高める方向で研修の充実・発展を図るとともに、各職種間の協働・連携をより一層深めるという観点に立って研修計画を策定する予定であり、現在検討を進めているところです。

7 裁判所の情報化について

- (1) 裁判事務処理システムの導入状況及び今後の予定について

佐藤企画調査部長

民事及び刑事の各裁判事務処理システムの導入庁の利用状況、今後の展開予定及びその他の部門の開発構想について御説明ください。

絹川制度調査室長

まず、民事裁判事務処理システムは、民

事訴訟事件の事務処理を受付から終局、記録の保存廃棄に至るまでトータルに管理し、民事裁判事務処理全体を効率化、合理化しようとするものですが、裁判所における基幹システムとして、平成12年9月から宇都宮地裁において本格稼働し、平成13年度にさいたま地裁、大津地裁、岐阜地裁、岡山地裁、長崎地裁、福島地裁、旭川地裁及び高松地裁において稼働を開始し、平成14年9月に京都地裁、金沢地裁及び秋田地裁において、同年12月から平成15年3月にかけて横浜地裁、広島地裁、熊本地裁、宮崎地裁、青森地裁、札幌地裁及び徳島地裁において、それぞれ稼働を開始し、これまで順調に運用されています。

平成15年度には8庁に導入する予定であり、平成15年9月から10月ころにかけて千葉地裁、前橋地裁及び新潟地裁において、平成16年1月から2月ころにかけて神戸地裁、津地裁、山口地裁、福岡地裁及び山形地裁において、それぞれ稼働を開始する予定です。



絹川制度調査室長

次に、刑事裁判事務処理システムは、公判請求事件を始めとする刑事事件全般（いわゆる一般令状請求事件を除く。）の事務処理を、受付から終局に至るまでトータルに管理し、刑事裁判事務処理全体を効率化、省力化し、適正さの維持を確保しようとするものですが、平成13年10月から名古屋地裁において本格稼働し、平成14年9月に宇都宮地裁、京都地裁、岐阜地

裁、長崎地裁、福島地裁及び旭川地裁において、同年12月から平成15年3月にかけて前橋地裁、広島地裁、青森地裁、札幌地裁及び松山地裁において、それぞれ稼働を開始し、これまで順調に運用されています。

平成15年度には9庁に導入する予定であり、平成15年9月から10月ころにかけて富山地裁、大分地裁、熊本地裁及び徳島地裁において、平成16年1月から2月ころにかけて横浜地裁、さいたま地裁、神戸地裁、山口地裁及び山形地裁において、それぞれ稼働を開始する予定です。

また、現在、特大規模庁である東京地裁及び大阪地裁への導入を視野に入れたシステムの改修を進めており、改修後のシステムが完成後、大阪地裁において運用検証を行う予定です。

以上の庁に導入展開がなされた時点で、民事裁判事務処理システムの導入庁は28庁、刑事裁判事務処理システムの導入庁は22庁となり、少なくともいずれかのシステムが導入されている庁は、全国の地裁本庁の6割を超える32庁となります。

なお、平成14年秋ころから急激なレスポンス低下の状況が発生していましたが、現在は、安定的な状況になっています。

具体的には、全国展開をにらんだセンターサーバへの対策として、メモリーやハードディスク等を増強したほか、3台のサーバ間で負荷を分散させるなどの措置を講じたほか、これまでにデータベースサイズを縮小する措置を講じました。サーバ増強後は、サーバ上処理待ちのログは1件も検出されておらず、安定的な稼働状況にあります。

民裁システムについては、レスポンスが極端に低下する症状は既に解消した上で、

例えば、宇都宮地裁や岡山地裁においては、事件情報や期日情報の参照に要する時間が導入時の約3分の1以下、事件情報や期日情報の登録に要する時間が約半分以下になっており、さいたま地裁でもほぼ同様の所要時間です。

また、刑裁システムについて、現状では、民裁システムのレスポンス状況とほぼ同程度であり、例えば、名古屋地裁において、今年3月時点で分単位の時間を要していた全文検索についても、20秒程度以下に短縮されています。

その他の部門の開発構想については、簡裁民事のプログラムの開発を進めていくとともに、家庭裁判所の裁判事務全体のシステム化についても、長期的に検討を進めていきたいと考えています。

(2) インターネットを利用した裁判所の各種手続のオンライン化の検討状況について

佐藤企画調査部長

インターネットを利用した裁判所の各種手続のオンライン化の検討状況についてお聞かせください。

絹川制度調査室長

裁判所の各種裁判手続のオンライン化については、司法制度改革審議会の意見書において、「現在の情報通信技術（IT）の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、イ

ンターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきである。」とされているところであり、それを受けて、平成14年3月20日に最高裁判所が公表した司法制度改革推進計画要綱の中でも、「裁判所へのアクセスの拡充」の中の「裁判所の利便性の向上」において、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置とを講ずる。」としています。一方で、政府が計画を進めているいわゆる e-Japan 重点計画においても、オンライン申請が可能な府省の拡大、可能な手続数の増大が顕著になっていることがうかがわれ、着実に進展していることから、これらの動向も踏まえながら、平成14年度以降、裁判所におけるインターネットを利用した各種裁判手続のオンライン化の準備を行っているところ です。

具体的なオンライン化に関しては、近時におけるITの発展、特にインターネットの目覚ましい普及にかんがみれば、民事訴訟手続におけるオンライン化の要請が極めて高いものと思われます。最高裁判所としても、インターネットを利用した各種裁判手続のオンライン化に向けて、その基盤となる汎用受付等システムと認証局システムを昨年度開発し、現在、今年度中の運用開始に向けて、必要な準備を進めているところ です。

ところで、今、お話しした汎用受付等システムとは、オンライン申請を行う利用者に対して、インターネットのホームページを通じて、オンライン化される手続についての統一的な窓口機能を提供するシステム

であり、電子的に文書を提出する場合のフォーム始めとして、将来的には、

との連携やとの連携もこのシステムで行うことを考えています。

一方、認証局システムとは、裁判所の職員の官職を認証し、職員が発する電子文書に添付されてその官職を証明する電子証明書の発行等を行うものです。

裁判所におけるオンライン化については、手続の大部分が申立側、相手側、裁判所という三面構造から成り立っており、行政府省のような申請者との間の文書のやり取りといった二面構造に比して内容的にも複雑であり、電子的に提出された文書の送達をどうするかという問題、手数料の納付に関わる諸問題、訴訟記録との関係をどう整理するかといった問題など、裁判所特有の様々な問題が数多くあることから、今後、技術面や制度面など多角的な検討を行っていく必要があります。

具体的には、民事訴訟手続の一部を、平成15年度からオンライン化する方向で検討しています。それに必要となる法改正については、法制審議会において、現在、督促手続以外の民事訴訟手続等の申立て等に関するオンライン化に関する法的手当てについては、どのように考えるかという論点が掲げられ、検討されているところです。

もっとも、民事訴訟手続の最も代表的な文書である訴状については、手数料の納付の問題、送達を要する文書であるという問題があるほか、訴訟を開始させる訴訟手続上最も重大な効果を生じさせる文書であり、このオンライン化のためには、民事訴訟手

続全体の在り方及びそれに応じた裁判所内の事務処理の在り方といった検討を行う必要があります。民事訴訟手続全体のオンライン化の在り方の検討を十分に行った上で進めることが適当であると考えています。

民事訴訟手続以外のオンライン化についても、利用者に対するサービス向上や事務の効率化等の観点から、適当と考えられるものについては、オンライン化を図りたいと考えております。

なお、支払督促手続については、書面のみで審理する手続であり、手続全体がオンライン化になじむ手続であることから、昨年に業務分析を行い、今年度からシステム開発に入って、平成17年度中に受付から発付までトータルにオンライン化することを予定しています。

(3) 情報化事務担当者の態勢の充実に ついて

佐藤企画調査部長

情報化事務担当者の態勢(研修を含む)と今後の方針についてお聞かせください。

網川制度調査室長

ア 態勢確立の経緯

平成12年4月から、高・地裁を中心として、OAサポート態勢を確立し、OAサポートを職務として担当する職員(OAサポート事務担当者)を配置することとしました。

このようなOAサポート態勢を確立させるに至った背景としては、パソコンの利用を前提とするシステムの開発・導入の進展やパソコンの配布台数とトラブルの増加、自庁研修の充実の必要性が挙げられます。

このような背景を踏まえ、システムやネットワークの利用についてのサポート、パソコンのトラブルへの対応、自庁研修への協

力を職務として行う職員をシステムが導入される庁を中心として配置し、サポート事務を業務の対象として取り込む必要があると考えられたところです。

このようなシステム等の導入は、単なる事務の自動化ではなく、事務改善の一環として、事務処理の効率化、簡素化を図ることを目的とする「情報化」を目指したものであることは言うまでもありません。

なお、この度、情報化に関する事務を担当とする趣旨をより明確にするため、名称を「情報化事務担当者」に変更したところです。もっとも、今回の名称変更により、現行の職務自体の内容を変えるものではありません。

イ 情報化事務の内容

情報化事務担当者が担当する事務についてですが、まず、業務の対象は、第1に、期日進行管理プログラム及び裁判事務処理システム、第2に、部内LAN(LANを構成するパソコン等の機器を含む。)、第3に、訟廷事務室に導入されたJ・NET端末等となっています。

次に、業務の内容としては、第1に、技術的な情報伝達の窓口として、総務局制度調査室から提供された情報の書記官室等へ

の伝達及び各書記官室等から出された期日進行管理プログラム等に関する意見、要望等の伝達、第2に、機器、ネットワーク、期日進行管理プログラム等のトラブル対応、第3に、自庁における情報化に関する研修への協力となります。

総務局以外の局課が開発し、展開しているシステム等については、それぞれの局課が直接サポートする形を取っているため、今述べた情報化事務担当者の職務の中には入りません。このようなシステム等については、各庁において、直接当該システム等を利用している部署から適宜担当局課との連絡調整を図っていただいております。

なお、業務内容の第2及び第3については、従前は各庁の実情に応じて行うものとしていましたが、高裁及び地裁においては、情報化事務の定着状況にかんがみ、各庁の態勢が整い次第、それらについても情報化事務担当者の中心業務としております。

ウ 情報処理研修の実施

情報化事務担当者に対しては、前述の事務を処理するために必要な知識・技能を修得してもらうために、書記官研修所において実施する情報処理研修に参加してもらうこととしています。



座談会風景(書記官協議会側)

平成14年度も前年度と同様に、3回に分けて実施しました。第2回目の研修は、情報化事務担当者のみを対象とし、より実践的な知識及び技能を付与し、職場の情報化の促進に資することを目的として実施しました。特に、自庁研修の企画等に必要となる知識を修得できるようにカリキュラムを工夫したところです。また、第3回目は、前年度に引き続き家裁所属の職員を対象とした研修を実施しましたが、これは、家裁に情報化事務担当者を配置することとしたことによるものです。

今年度の研修の実施に当たっては、より実践的な内容とするとともに、研修員のニーズに合わせたカリキュラムになるよう工夫しているところです。

エ 情報化事務担当者の態勢の評価と今後の課題

情報化事務担当者が配置されている庁については、サポート態勢は確実に機能していると考えています。

それ以外の庁についても、情報化事務担当者の知識や技能が情報処理研修等を通じて向上したことにより、制度調査室と情報化事務担当者配置庁との間における技術的な情報についてのやり取りがスムーズに行わ

れ、また、迅速なトラブル対応により、機器の復旧等が速やかに行われるようになり、それに対応して制度調査室によるサポートも容易に行われ、かつ、短時間で終了するようになってきています。

今後については、家裁における情報化事務担当者の態勢の定着化を図ることが重要な課題であるとともに、情報化事務担当者の態勢の在り方について、各庁における運用状況等も見ながら、制度調査室を中心に検討を進めていきたいと考えています。

佐藤企画調査部長

ありがとうございました。質問事項についてすべてお答えいただきましたので、進行役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

鳥路総務部長

以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、志村会長からごあいさつを申し上げます。

志村会長

本日は、お忙しい中を長時間にわたり大変有意義なお話を伺わせていただきまして、誠にありがとうございました。

この結果につきましては、早速会報を通じて広く全国の会員に伝えますとともに、



座談会風景(最高裁判所側)

全国書協といたしましても、本日のお話を
念頭に置いて活動を続けてまいりたいと考
えますので、今後ともよろしくお願ひ申し
上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

